

フランス第三共和制における議会の予算権限とその
改革(四)：確立期「議会中心主義」の構造・試論

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小沢, 隆一 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.14945/00008671 |

フランス第三共和制における議会の予算権限とその改革(四)

——確立期「議會中心主義」の構造・試論——

小 沢 隆 一

序

一、予算議決過程にみられる「議會中心主義」

二、「議會中心主義」批判の登場

三、「議會改革」論の意義——統治構造の改革——におけるその位置をめぐって

四、「議會改革」の実際——一九〇〇年三月一六日の代議院議院規則改訂とその後

(一) 一九〇〇年以前の状況

(二) 一九〇〇年三月一六日の代議院議院規則改訂

(a) 三月一五日ベルスロの提案

(b) ベルスロ案の廃棄に至る経過

(c) 改訂規則五一条成立の経緯

(以上、三九卷二・三・四号)

フランス第三共和制における議会の予算権限とその改革(四)

(d) 改訂規則五一条の二成立の経緯

(e) 一九〇〇年代議院議院規則改訂の意義

(三) 一九〇〇年以後の展開

(a) 議院規則改訂をめぐる動向

(b) 「議會改革」をめぐる状況の変化

(以上、本号)

(c) 「議會改革」における一九〇〇—一九一四年の意義

五、学説の動向

四、「議會改革」の実際——一九〇〇年三月一六日代議院議院規則改訂とその後（承前）

(一) 一九〇〇年三月一六日の代議院議院規則改訂（承前）

(c) 改訂規則五一条成立の経緯——ルーヴィエ提案をめぐる

さて、前稿（本誌三九卷四号）で論じたようにベルスロの「法律」による予算提案権制限の構想は代議院によつて拒否された。そこで、この問題は「議院規則による」制限という形で新たに検討を開始されることになる。すでにエモン提案の取り扱いをめぐる論議がたたかわされている最中に、進歩共和派の議員ルーヴィエ (Rouvier, Maurice) によつて別の議院規則改訂案が提出された。その内容は次のとおりである。

「予算法に関しては、支出を増大させる修正および付加条項は、すべて、当該章が記載されている報告が配布されて三日の会議を経た場合は、提出され得ない」。

これが無修正で改訂規則五一条となる。

これは予算修正案の提出時期についての極めて「限定的な規制」である。そもそもルーヴィエは、この種の規制に慎重であり、それは彼の次のような言葉からも確認できる。「たしかに、代議院は憲法上の権利の放棄を宣言することができ。しかし、それは全会一致という条件においてである。みなさんは、多数決という行為によって、共和国の根本規範に記載された権利を代議院の議員から奪うことはできない⁽²⁾。実際に一八七五年二月二十五日法の三条は、法律の発案権を「共和国大統領」と「両院議員」に付与していた。それゆえ条文を厳密に解釈すれば、発案権の自律的制限の主体は「議院」ではなく「議員」といえる。その場合、議員全員から同意をとりつけなければ「自律的制限」にはならないのである。ルーヴィエの控え目な提案はこのような憲法の「厳格解釈」を背景に持っていた。

この提案は、四六〇対五二という圧倒的多数で可決された(他に白票が三六)⁽³⁾。この時、数的にもまた割合としても多くの反対票を投じたのは社会主義派(白票と合わせて三四)⁽⁴⁾である。その他の会派からの反対票は断片的・分散的なものにとどまった。

(d) 改訂規則五一条の二成立の経緯—ベルスロの新提案をめぐって

ルーヴィエ提案の審議が終わりに近づいたとき、ふたたびベルスロが立ち、今度は議院規則改訂案をルーヴィエ提案の追加として提出した。

「俸給・手当・年金を増額し、または、役務・官職・年金を創設し、あるいは現行法が規定する限度を越えて拡張させる提案は、すべて、予算の修正または付加条項の形式でおこなうことができない⁽⁴⁾」。

これに対しては議院席最左翼から議院がこれまで議決してきたことの否定であるとヤジが飛んだ。急進社会主義派のドゥメルグ(Doumergue, Gaston)が、これはルーヴィエ提案と趣旨をまったく異にするのであるから議院規則委員会

に送付するべきである、と発言したが、受け容れられなかった。

ところで、改革推進派は、ベルスロの財政法修正案が廃棄されたその時からすでに「挽回」を狙っていた。ルーヴィエ案の審議中、「議會改革」推進派の一人、進歩共和派のロッシユ (Roche Jules) が立ち、当時の財政状況を詳細に説明した上で、あらゆる原因による支出の増大を抑止するために「もつとも厳格な提案」を採択することこそ、代議院が国民と共和国の利益に貢献する道であると主張している。また、同じく進歩共和派のリボ (Ribot, Gustave) は、つぎのような「大上段の」「国民ニナシオン代表制」論をもってベルロスの新提案を擁護した。

「この議院には、おそろく、一部の、人々を除いて、我々の討論の良き秩序と議會制の權威を守ることに利益を持たない党派は存在しない。……私はこの議會のベテランであるが、私はかつての議會を知っている。そこには、全般的な品位と、現在のものよりも厳格な共同の規律というものが存在していたということが出来る。それは、議會とは個人の考え方を提示……するような人々の集会 (réunion) ではなく、一つの組織された団体 (un corps organisé) であり、一つの法人 (une personne morale) であるという感情を有していた」(傍点は引用者)。「私が擁護するのは党派の問題ではない。それは、共和国の利益である。諸君は、この国の中に危険な無秩序の芽を育てている。諸君は、諸君の代表者であり、諸君もいつか出向くことになる執行権とそれが責任を持つ官吏との間に存在する結びつきを断ち切っているのである。……我々は、現在すべての憲法が述べているように、一選挙区の代表ではなく、フランス全体の代表である。……しかし、フランス全体の代表者だとしても、また、一つの選挙区により緊密に結びつけられているということを無視するものは誰もいない。……それゆえ、議院の權利を廃止するためではなく、…その行使をより思慮深いもの、より害悪の少ないものにするために一定の予防策をとる必要がある」。

「古典的議會制」のイメージに基づいて「議會改革」の正当性を論じるところは、いかにも、すでに二回も首相をつ

とめた「古参議員」らしい。もつともそれが、すでに「議會中心主義」―「半代表制」下の議會運営に浸り切っている議員たちの「琴線」にどれほどふれるものであったのかは、知るよしもない。しかし、ともかく彼の訴えは、ベルスロの採択は「議會制・共和制の擁護すること」であるとし、議員たちに「議會改革」の意義を今一度想起させるかたちになったものと思われる。

最後に、旧ブーランジストのラシエ (Lasies) と社会主義派のジュールド (Jourde) が発言を求めたが、議長はこれを却下し、ベルスロ提案の採決がおこなわれた。その結果、二九九対二二五で原案通り可決され、こうして議院規則五一条の二が成立した。⁹⁾ 賛成票の内容は表9の通りである。エモン提案の際に失われた進歩共和派の賛同者が若干回復しており、急進派の一部からの賛成も得られた。なお、エモン提案同様、王党派・加担派のとりわけ「熱心な協力」は見逃すことができない。急進社会主義派と社会主義派は、この間一貫して反対に回っている。

表9

| | ベルスロの「財政付加案」の共同提案者で「議院規則」改訂案に賛成した議員数 | (共同提案者数) | 「議院規則」改訂案賛成議員数 | 会派議員数 |
|----------------------|--------------------------------------|----------|----------------|-------|
| 進歩共和派 | 一五九 | (一七二) | 一九二 | 二四七 |
| 急進派 | 二二 | (四五) | 二三 | 九八 |
| 急進社会主義派 | 三 | (一三) | 三 | 七二 |
| 社会主義派 | 二 | (四) | 二 | 五五 |
| 加担派 | 一八 | (一八) | 二四 | 三三 |
| 王党派 | 二〇 | (二二) | 四 | 四八 |
| 改憲派・旧ブーランジスト・ナシヨナリスト | 一 | (三) | 二 | 一七 |
| 反ユダヤ主義 | 一 | (三) | 一 | 八 |
| その他 | 六 | (八) | 一 | |
| 計 | 二三三 | (二八六) | 二九九 | |

J.O.;Chambre, Debats, 1990.3.16, pp.917-8. Jolly, op. cit., Fournier, op. cit.より作成

(e) 一九〇〇年代議院規則改訂の意義

以上の検討から明らかになったことは、まず、一九〇〇年の代議院規則の改訂は当初案から大きく後退したものとなったということである。原案は法律案(財政法的一条項)という形をとり、政府の予算案提出―委員会による法案作成―議会の最終的議決という過程のすべての段階での予算増額提案を規制しようとするものであった。そこに規制が「法律」という形式をとらなければならない必然性があつた。またそれは、一八九〇年代の「議會改革」論の流れからすると、特段に過激で突飛な案というわけでもなかつた。

しかし、この原案は代議院の審議の中で廃棄される。かわつて提案され、採択されたのは、代議院規則という形式をとつた(五一一条の二)。しかも、予算増額が規制されるべき「対象」を絞り込み(たとえば、当初案では「事業」「工事」も規制対象になっているが、改訂規則五一一条の二では削られている)、規制の「方法」もはるかに限定的なものになった(法律の「修正」・「付加条項」による予算増額提案の禁止―すなわち個々の議員がおこなう提案の禁止のみ)。

それでは、なぜ、改革はこのように微温的なものに留まつたのであろうか。

そこにはまず、法制度的・法理論的「限界」として「憲法上の権利としての議員の予算(法律)発案権」とその觀念があつた。問題の性格からすれば、この点に、すなわち一八七五年二月二五日の憲法的法律三条の法文なりその解釈なりに変更を加える必要がでてくるのは必至であつたにもかかわらず、改革論議は、一八九八年の総選挙後議會内で本格化する中で、奇妙にも、この点では「後退に後退」を繰り返した。議會(議員)権限の絶対性―「議會中心主義」の觀念は、結局、この時期を通じて議會内の支配的イデオロギーとして君臨し続けたのである。

このことは、「議會改革」構想の、一定の挫折を意味する。そこで、さらにこのような挫折が、なぜ、生じたのかを、この構想の「二重の課題」、すなわち第三共和制下の「支配様式の改革・再編」と「社会主義勢力の台頭の阻止」(三一三)

参照)という点に関連させて考えてみよう。

前者についていえば、ベルスロの当初案に対する投票行動に示されるように、共和派議員のすくなからぬ部分が改革に消極的な姿勢をとった。このことは彼らがいかに予算発案権を用いての地方的利益誘導政治(議会クライアンテリズム)に依存していたかを示している。共和派の主流なかんずく「帝国主義推進」派がいかに「議会改革」に積極的にコミットしていたかはすでに見たとおりだが、かれらはその最も頼みとする共和派内部のコンセンサスの獲得に失敗した。この共和派内部の動揺と離反が、微妙な票の動きとなって、結果として改革に歯止めをかけたことは明白である。一九〇〇年「改革」は、それが即座には、支配勢力の政治的行動様式の改編をもたらさなかった。

他方、「急進派と社会主義の離間と後者の孤立」という点では、改革はさらに「悲惨な」成果しかあげられなかった。これも院内の投票行動が示すように、基本的な問題では急進派と社会主義派は一致して改革に抵抗した。論議が進めば進むほど王党派が改革を熱心に後押しし、この問題での「左右ブロックの対立」状況は固定的なものとなった。こうした状況は、一九〇二年の総選挙で下院第一党にのしあがった「急進—急進社会党」(二一九議席)を中心にコンブ(Combes, Emile)を首班とする内閣が成立し、以後これを共和派左翼、社会主義派を含む「左翼ブロック」が支えるというかたちで、体制として「確立するであろう(急進共和制)⁽¹⁰⁾」。一九〇〇年という時期は、ドレフュス事件や政教分離等の問題のなかで「共和主義理念」が強調され、左翼の結集に有利な条件が存在していた。逆にそれは、「議会改革」論者の構想を実現するには極めて不利な時期でもあった。

以上のような事態の推移からすれば、一九〇〇年の「議会改革」は、当初の目論見に比べて、控え目なものに留まったということが出来る。

しかし、一九〇〇年の改革の意義は、このことのみによってはとらえない。この改革以後、それが問題とした状況、

すなわち議会における予算審議や院内諸会派の活動には明らかにそれ以前とは異なる特徴が確認できるのであって、この点を考慮にいれなければ改革の意義も正確には把握できない。そこで、節を変えてこの問題を検討してみたい。

- (1) Cf. J. O., Chamble, Débats, 1900. 3. 16, p. 902.
- (2) Ibid., p.908.
- (3) Ibid., p.917.
- (4) Ibid., p.909.
- (5) Ibid., p.910.
- (6) Ibid., p.908.
- (7) Ibid., p.910.
- (8) Ibid., p.911.
- (9) Ibid.
- (10) Mayeur, op. cit. La vie politique... p. 186et.s... 中木前掲書(上)三三八頁以下参照。

(三) 一九〇〇年以後の展開

一九〇〇年「改革」は、「議会改革」構想の実現の上では控え目な一歩を踏み出すに留まった。しかし、この「一歩」がどのような意義を有するものであったのかは、その後におけるこの問題の展開を検討して初めて正しく認識されるところである。以下、まず、一九〇〇年以降の「議会改革」問題の推移を、議院規則問題に焦点を当てながら、その特徴を明らかにする(a)。そして、「改革」がそのようなものになった背景を検討する(b)。さらにその上で、「議会改革」の展開に

おけるこの時期（一九〇〇年から第一次大戦の勃発まで）の意義を考えてみたい(c)。

(a) 議院規則改訂をめぐる動向

一九〇〇年の「改革」以降しばらくの間は、対決の余燼がくすぶり続けた。

立法期も終わりに近づいた一九〇二年三月四日、ベルスロは、「改革」へのあくなき執念を示すかのように、代議院に以下のような議院規則の追加条項案を提出した。

「支出の増額につながるいかなる提案も、少なくとも同額の節約が同時に提出され、かつあらかじめ議院によつて採択されていなければ、投票に付され得ない」(五一条の二への追加条項)⁽²⁾。

審議のなかでこの提案に最も強硬に反対したのは社会主義派の議員たちであつた。ブーラ(Bourrat)は、立法期の終わりに近づいたこの時期（一九〇二年総選挙直前）になぜこのような提案をするのか、議会運営のあり方は各立法期の判断に委ねるべきである、と批判した。また、ゼヴァエ(Zevas)は次のような注目すべき発言をしている。

「諸君、ベルスロ氏の発案に基づいて、議院がその本質的な権限を自ら放棄して三年⁴になる。そして、ベルスロ氏は、この議会の削減体制がまるで不十分であるかのように、今日、：新しい条文によつて改悪しようとしている。我々としては、一九〇〇年に不正にも議決された条文の純粹かつ端的な廃止を議院に対し要求する。我々は、議院に対してその権利の完全な状態を回復させるよう要求する。：議院の本質的な権能とは何であろうか。それは予算の議決と討論であり、これは議院が憲法から授權されたものである。そして、私は、代議士は選挙民に対して免れることのできない義務を負っていることを付け加える。それは予算を詳細に検討して、多くの章や項について丹念に調べ、多くの経費の中で実現可能な節約がないかどうかを探究することであり、予算全体を大急ぎで一括して承認したり、海軍予算のために数億を瞬時のうちに議決するようなごまかしに参加することではない」。

最後の「海軍予算」云々の問題はのちに検討する（b）参照）。ここで重要なのは、社会主義派議員である彼が、「議會中心主義」全面擁護の立場から論陣を張っていることである。彼は、さらに一九〇〇年「改革」によって打撃を被ったのは下級官吏や学校教師たちであつて特権官僚はそれによつて何の被害も受けていないこと、経費削減を主張するのであればまず宗教予算を全廃するべきであること（政教分離）を指摘する。⁽⁴⁾ 地方公務員の利害を代表し（見返りとして地方政治における自己の影響力を確保する）、政教分離（学校教育の「世俗」化）による民衆の「共和主義的統合」を推進するのは、当時の急進派の「政治行動パターン」そのものであつた。

ベルスロの提案は、結局、急進社会主義派のシミアン（Simyan）らの審議先送り動議によつて葬り去られた（賛成二六一、反対二四一）⁽⁵⁾が、これに最も貢献したのは、急進派の「政治作法」を自らのものとし、「議會中心主義」体制の堅持を主張する社会主義派の議員たちであつた。彼らのこのような院内での姿勢はその後一貫している。一九〇五年一月二五日、社会主義派の議員コンスタン（Constant）らは、代議院規則五一条の二の廃止を提案している。⁽⁶⁾ これは、代議院規則委員会委員長コデー（Codet）、予算委員会委員長コシュリイ（Cochery）、「議會改革」論者ブノワらによる議院規則委員会への送付提案が採択された結果、院によつて「事実上、拒絶」（ジューズ）された。⁽⁷⁾ しかし、この送付提案に対する反対票の二〇三という数字は、予算提案権の復活をを求める声が決して小さくないことを示すものと言えよう。コンスタンの共同提案者アラール（Allard）は、「左翼」（la gauche）に「我々が眞の立法者、普通選挙の眞の代表者であること」、「その財政権の総体を回復すること」を認識するよう求めている。⁽⁸⁾

かくして、一九〇〇年から一九〇五年にかけての議院規則改訂問題は、基本的には一九〇〇年の「構図」すなわち「左・右ブロック」の対峙状況を維持した。⁽¹⁰⁾ ただしその中で、「左」における社会主義派のこの問題への積極的な関与が新たな特徴として指摘できよう。

その後、代議院での規則改訂問題は、予算発案権以外の領域へも広がりを見せる。

第一に、予算審議時の「正式質問」(interpellation)の制限があげられる。

「いかなる正式質問も、予算審議に付随させることはできない」(一九一一年一月八日 議院規則四〇条に追加⁽¹⁾)。この問題はすでに一八九〇年代の「議會改革」論議の中で話題になっていたものであるが、この時点ですぐやうく実現した。ただし、それに至るまでには幾度か代議院で挫折を繰り返している⁽¹²⁾。

第二は、予算に関わる「決議」(resolution)の制限である。議員たちは一九〇〇年の「改革」で発案権が制限されると今度は、議院「決議」という形で目的を実現しようとした。一九〇八年、ポワンカレは元老院財政委員会「総括報告者」として次のように述べている。「嘆かわしい一つの習慣がとりわけ先の予算審議において登場した。直接に支出の増額を提案する代わりに：外見的にはあたりさわりがなく実際の経費の議決を生じさせない「決議」案が作成された。しかし、この案がひとたび採択されれば、行政庁は議会がその経費の増額を求めていると主張して、これにとびつく。そして翌年には、予算に新しい経費が現れる⁽¹³⁾」。これに対して、代議院は一九一一年一月一日、次のような規則を成立させた。

「支出の増額につながるいかなる決議の提案も、予算委員会の報告を受けた後でなければ議決され得ない」(賛成三二二、反対二〇六⁽¹⁴⁾)。

第三に、議員規則によるものではないが、「予算へのだきあわせ」の禁止がある。この時期たとえば、一九〇五年度の予算法は原案が四六個条であったのが成立した法律は八七個条になり、また、一九〇六年度予算法は五二個条が九二個条になるといふ具合であり、そのなかには予算と関わりのないものが多く含まれていた⁽¹⁵⁾。こうした「だきあわせ」が予算審議の遅延を招くとして、一九一三年の財政法にその禁止規定が盛り込まれたことはすでに述べた(一、(二)参照)。

第四は、これも議院規則の問題をはるかに超えるものであるが、この時期、「多年度予算制」の提案が相次いでいる。例えば、一九〇六年と一九一〇年にブレトン (Breton) が、また、一九一一年にエスキュディエ (Escudier) が「二年度予算」(le budget biennal) 制の提案をおこなっている。おなじく一九一一年には、キュニー (Cuny) が立法期 (四年) ごと⁽¹⁶⁾の予算議決を提案している。これらは、ジェーズによって「最も悪質な改革」と酷評⁽¹⁷⁾され、実際に議会に採用されもしなかったが、実は「軍事予算」(軍艦建造費)の部門ではこの「多年度予算制」に等しい取り扱いが議会の法律に基づいて実施された。この点はのちに検討する (b) 参照。

こうした「議會改革」をめぐる一連の動向をどのように特徴づけることができるであろうか。憲法学者のポナールは、一九一一年当時の議院規則の改訂状況を概観したうえで、次のように述べている。「今まで代議院は、とりわけ支出の増額を阻止することに専念してきた。かくして代議院は、一九〇〇年三月一六日の決議によってルヴィエ・ベルスロの有名な修正を採択したが、それは支出についての予算修正権を制限するものであった。この規定は、厳密に財政上の利益という目的を有していた。最近の改革 (一九一一年一月八日、一五日の議院規則改訂引用者) をもたらした提案には、もはやこのような傾向はみられない。財政上の見地はもはや二義的なものとなった。求められているのは、予算が、もはや会期の大部分を占めてしまわないようにすることである」⁽¹⁸⁾ (傍点引用者)。

一九〇〇年「改革」の眼目は、議員の無秩序な予算発案によって「財政均衡」が破壊されることを防止することにあつた、一九一一年の時点では、これはもはや基本的な問題たる性格を失っており重点は「予算審議の縮減、簡素化」に移っている、というのが、ポナールの理解である。すでに見たところによれば、一九〇〇年の「改革」は、フランス帝国主義の本格的発展のうえで「議會中心主義」的財政運営が桎梏となったことから提起されてきたものである。その点で「財政問題」としての性格を一面で持っていた。ただし、そのためにこそ、「予算審議の合理化」をも同時にはかる必要があ

るといふ形で、財政問題と議会運営の問題は有機的に結びついていた。その意味では、この重点の移動は「議会改革」論が本来的に含んでいた構想が、継起的に、実現しただけである、ということができるかもしれない。しかし、確かに「正式質問」の制限や「予算へのだきあわせ」の禁止などは、個々の問題それ自体としては、財政と直接には関わらない議会運営上の問題である。一方、この時期には、かつては総選挙の度ごとに論じられてきた「選挙予算」問題が政治の場や論壇で影を潜めるようになってきている。その意味では、ポナールの指摘はこの時期の「改革」動向の特徴を一応つかんでいるといえよう。

それでは、このように財政問題との有機的關係が切れて「議会運営の問題」のみがクローズアップされてくるようになるのは何故か。これに対して、一九〇〇年「改革」によつて「選挙予算」のような事態がともかくも抑制されるようになったからだ、と答えることができるのだろうか。もしそうならば、(あのように控え目な)一九〇〇年「改革」が、その後なぜそのような効果を持ち得たのか、それを可能としたのは何か、等々の疑問が湧いてくる。このことは、言い換えれば、この時期の議会制をめぐる問題状況が、一九〇〇年当時と異なる様相を帯びたことを意味するのか、またそれはどのように違つているのかという問題である。そこでこの問題に答えるためにも、一九〇〇年以降の「議会改革」問題の動向をその背景をも含めて説明する必要がある。

(b) 「議会改革」をめぐる状況の変化

一九〇〇年以降の「議会改革」問題の推移を大づかみにみると、一九〇五年あたりを境に事態の「変化」を確認することができる。すなわち、一九〇五年頃までは、一九〇〇年「改革」当時の状況―議員の予算発案権制限をめぐる院内「左・右ブロック」の対峙―が基本的に継続する。その後、一定の「小康状態」を経て一九一〇年頃から再び「議会改革」論議が活発化する。ポナールが一九一一年に指摘した「一九〇〇年の改革とは異なる傾向」とは、こうした事

態と無関係ではないと思われる。そこで当時の「議会改革」の状況を議会制をめぐる政治動向をふまえながら検討してみよう。

まず、一九〇五年までの改革の一種の「停滞」（膠着状態）は、明らかに「急進共和制」の成立に規定されているといえる。一八九四年のその発覚以来、フランスの国論をまさしく「二分」して展開されてきた「世紀末の大事件」——ドレフュス事件が、一八九九年の破毀院の再審決定によってドレフュス派（＝共和制防衛派）の事実上の勝利で終結する¹⁹。その後、共和派左派・急進派・社会主義派に支持されたワルデック・ソルー内閣（一八九九年六月—一九〇二年六月）、コンブ内閣（一九〇二年六月—一九〇五年一月）が第三共和制下にあつては、例外的とも言える「長期安定政権」の体制を敷く。とりわけ、コンブ内閣は、一九〇二年の総選挙の結果下院第一党にまで成長した急進派・急進社会主義派（前年—一九〇一年）にフランス初の大規模政党「急進—急進社会主義党」を結成）を中心に構成され、社会主義勢力も閣外からこれに積極的に協力した。この急進派を中心に政教分離等の各種「共和主義」政策が強力に推進された時期が、「急進共和制」と呼ばれている²⁰。

かかる急進派の急速な台頭は、その農村地域への勢力拡大によって支えられていた。また、「権力の座についた急進派」——コンブ内閣は、「地方行政の共和主義化」をとりわけ知事による地方行政官の任命に介入すること（「共和主義者」からの任命を厳命）によって実施していった。「急進党は、国家（Etat）の役務を、共和国（République）の役務とばかりでなく急進党政府の役務とも混同するようになった²¹」。こうした急進党内閣の行動パターンは、それまでの「地方的利益誘導政治」の「再編」にほかならない。同党の議員たちが従来から得意としてきた「議会クライアンティズム」に、内閣—県知事—各コミューンの系列による「行政的クライアンティズム」が「付加」されただけのことである。ルベリウはこの時期について「恩顧の体制（Le régime de clientèle）はなくならなかつた」と述べているが、そのような中で、

「議会改革」が進展しなかったのは、ある意味では当然であった。一九〇二年以降しばらくの間、「議会改革」がその克服を求めていた当のもの、すなわち議会を中心とした利益誘導政治に最も強く執着する勢力（『急進派』）が、議会の多数派を握ったのであるから。

一方、こうした利益誘導政治の「受け皿」となる地方行政の状況はどうであったか。一九〇〇年にはじまる一〇年間、一八九〇年代におとらず地方行政―地方自治問題が活発に論議された時期であった。⁽²³⁾ その中で多様な改革構想が噴出してゐる。たとえば、代議院に提出されたものだけでも、コミューンへの後見監督を事後的なものに限る案、官選の知事・郡長を廃止して県議会議長・公選の郡長にその職務を委ね、小さなコミューンを整理、統廃合する案、地方選挙に比例代表制を導入する案、地方行政組織として県を廃止する代わりにより大きな区画のレジオン (region) の創設を求める案、⁽²⁴⁾ などがある。

こうした中で、一八七一年法、一八八四年法によって定められた県とコミューンの行財政制度（三一（一）参照）に一定の改変が加えられている。そのいくつかを見てみよう。

まず、一九〇〇年七月一三日の法律で、県やコミューンの課税権が拡充された。⁽²⁵⁾ これは当時の地方行政需要の増大に対応するものとされている。⁽²⁶⁾

また、一九〇二年四月七日の法律では、一八八四年法が定めるコミューンの臨時税・借入の条件に変更を加えた。その特徴としては、以下の点があげられる。コミューンは法律が承認する範囲内で付加税の議決権を有するという「総則的」な規定が設けられた（二四一条一項）。臨時税は、従来、臨時の支出の財源とされてきたが、経常支出の財源不足を補填する役割も果たすことが認められるようになった（同条三項、一四二条）。さらに、借入が総額一〇〇万フランを超える場合、従来は「法律」によってこれを承認するとしていたのを、「コンセイユ・デタの意見を徴した大統領のデクレ」

によることとした（一四三条二項）⁽²⁷⁾。この改正は、新設一四二条一項が、従来「県議会」（conseil général）によって統制されてきたコミューンの臨時税を「法律の範囲内で」コミューン議会に委ねることとしたという点で、コミューンの自由の拡大としての側面を持つが、しかし、実際のところは、コミューンに対する中央集権的統制の強まりを意味している。コミューンの臨時税が「經常支出」の財源の補填に活用されるようになったことは、中央政府によって組織された地方事務の増大に対して地方財源が不足しつつあることを示している。こうした状況を分析して、バルテルミイは次のように述べる。

「二五年この方（一八八四—一九〇九年をさす—引用者）行政に関する立法は分権化（decentralisation）にたいする重大な打撃をもたらしてきた。我々は、地方当局の自制する権能の縮減、一言でいえばその義務的経費すなわちその権限の発展の重い代価の増大の明らかな傾向を、主として示唆している。第三共和制の諸法律は、膨大な額の地方の財源を一般的利益の経費によって吸収することで、地方の自由を切り縮めてきた。民主的國家は、精神的・物質的連帯、教育、扶助の仕事を達成した。その原則を承認し、その栄光を称賛しないわけにはいかない。しかしにもかかわらず、民主的國家がこれらの仕事の実施に必要な資源を確保するために用いた方法によって分権化が切り縮められてきたことは変わりがない」⁽²⁸⁾

先の一九〇〇年の県やコミューンの課税権の拡充の意味もこの脈絡でとらえることができる。それらは、國家的事業として整備されてきた（初等）教育費や社会政策費といったまさしくこの時期に急速に増大した諸経費に対応するための措置であつた。ただし、コミューン財政の中央集権化はこうした「実態面」で確認されるだけではない。一九〇二年法が改正した一四三条二項にみられるように従来の「議会」（法律）を通じての中央統制が、部分的ながら「行政」（命令）に代替される事態も現れてきている。新しいより強力な中央集権的統制が「行政的後見監督」の「復活」という形

で出現した。

一九〇七年六月三〇日の法律は、以上と同様のシステムを県段階に導入するものである。同法は、一八七一年法を改正して、財政法の定める限度内で県議会がおこなう課税を、従来の臨時税に加えて經常収入の不足を補う税にも広げた(四〇条二項)。また、四〇条の規定する限度を越える臨時税・借入の承認を従来「法律」によるとしてきたのを、これも「コンセイユ・デタの意見を徴したデクレ」によるものとした(四一条)。さらに、県議会がその義務的経費、支払期限のきた債務の弁済にあてる経費の県予算への計上を怠った場合には、「特別執行令」(reglement d'administration publique)の形式で発せられるデクレによつて中央政府が職権でこれを計上することができるという規定が新設された(六二条)³⁰。この「特別執行令」とは、第三共和制当時の法技術としては、議会の明示の決定によつて法律の規定を補充することを指定(委任)されて定められる大統領の命令である。なおその制定に際してはコンセイユ・デタに諮問することが義務づけられていた。³¹この一九〇七年法によつて国家による県への行政事務の強制は一段と強められ、しかも本来議会が担うべきものの政府への委任(特別執行令)という形をとつてまで統制権限を行政府に集めた。

以上、一九〇〇—一九一〇年の地方行政財政制度の動向を概観して言えることは、一九世紀末の「議会中心主義」のもつて進展した地方財政の中央依存傾向は、この時期に教育費・社会政策費等の帝国主義段階に固有な支出の増大による地方財政危機を媒介として拍車がかかることである。その際、現象的には、地方当局の権限拡張(地方事務の増大)という形態をとることになるから、これに「地方自治の拡充」というイデオロギー的外皮が附着する傾向があるが、その実態は、地方権力がその「自然的自律性」を一層剝奪されて、中央権力への従属を強めていく過程であつた。³²これをバルテルミイは、当時、「地方の自由の『理論上の増大』と『現実的縮減』」と表現しているが、³³こうした一見矛盾する「理念」と「現実」の「相互補充」は、実は「議会改革」論における「地方分権化」論にもすでに存在していた(プー

ドヌウの議論を想起せよ。そしてこの従属強化の過程に、従来「議會ルート」でおこなわれてきた中央統制（地方団体への後見監督）の「行政ルート」への切り替え（利益誘導ルートの「転轍」）が対応している。もちろんそれは、全面的な切り替えではない。議會は、これ以後も地方財政に財政法その他を通じて関与した。しかしそれは次第に「大綱」的なものに退き、日常的な統制は行政権に委ねられる傾向がみられる。こうした事態は、急進党が政権獲得により新たに利益誘導ルートを「開拓」していったという側面も持っているであろうが、何よりも、フランス国家が帝国主義的に編成されていく中で、議會の行政統制機能にかげりが生じ、その一方で行政の官僚組織が整備されていったことの表われと見るべきである。

かくして、「急進共和制」は、第三共和制の「議會中心主義」体制の単なるラディカルな確立の時期ではない。「共和主義」の理念と一体化したこの体制は、たしかにこの時期その絶頂を迎える。また、テュデスクも述べるように、イデオロギー的にはこの時期に成立した議會制の理念は、第二次大戦までの議會制イデオロギーの中軸に位置し続ける⁽³⁴⁾。しかし、この時期の「実相」は、かかる表象とは裏腹に、この体制の崩壊の兆候を示している。「議會中心主義」の確立と同時にその崩壊の端緒⁽³⁵⁾という位置づけこそ、「急進共和制」にはふさわしい。

「急進共和制」を境にフランスの帝国主義化は急速な進展を見せる。「急進共和制」下の「共和主義政策」、すなわち政教分離、教育の世俗化・国民（愛国心）教育の推進、軍隊の共和主義化、社会政策の推進これら自体が、帝国主義秩序の「基盤整備」としての意義を有していたと考えられる⁽³⁶⁾。そして、この急進党の政権期を通じて、同党と穏健共和派との接近・融合が、内外政策に関する方針をめぐって生じる。対外的には、従来の「穏健共和派」植民地政策、急進派「対独復讐政策」という構図が崩れ、両派がこの二つの政策の同時追求という路線で一致していく。一八九八年から一九〇五年にかけてのデルカッセ外交はその画期をなしていた⁽³⁶⁾。一方、国内的には、「私有財産制の擁護」という点で一致

する両派は社会主義勢力への対処で結束し、一九〇七年の政府による労働者のスト・農民運動への弾圧（「左翼ブロックの崩壊」）以降、それはさらに強固なものとなる。⁽³⁷⁾ こうして共和派と急進派は、共同して帝国主義政策の推進にあたることになる。逆に、社会主義勢力は議会内で孤立を深めていくが、それはあたかも、彼らが「急進主義的路線」の孤塁を堅持する様相を呈して進行していく。すでに何度か言及し留保しておいた「海軍予算」をめぐる問題が、このことを端的に表現している。

一九〇〇年以降のフランスの帝国主義政策は、当然のことながら軍隊の装備の近代化と機構の整備を要請するようになるが、それは直線的には進展しなかった。急進党政権のもとでは、その「軍隊の共和主義化」政策とあいまって一九〇五年に「兵役二年制」が実現するなどの「停滞的局面」も現れた。⁽³⁸⁾ 一九〇七年には、蔵相ボワンカレの「軍拡予算」を代議院が拒否している（一、（一）参照）。しかしその後、モロッコ進出を画策するドイツとの対立（一九〇五年第一次・一九一一年第二次モロッコ事件）が激化する中、一九一一年には「国防最高会議」の改組がおこなわれ、政治機構における戦時即応体制がつくられ、⁽³⁹⁾ 一九一三年には「兵役三年制」が復活する。⁽⁴⁰⁾ 海軍の建艦計画と議会の財政権の関わりの問題は、こうした状況のもとで浮上してくる。

なお、この問題には、実は前史がある。一九〇〇年二月九日、「海軍の増強に関する法律」が成立した。⁽⁴¹⁾ 法律は三個条からなる短いものだが、一九〇七年一月一日までの間に、一九〇〇年度の予算も含めて約七億六二二二万フランを投じて、一四、八六五トンの戦艦六隻、一二、六〇〇トンの巡洋艦五隻をはじめとする軍用艦の建造計画を規定するものであった。一九〇二年のベルスロの議院規則改訂提案に対する反対討論でゼヴァエが述べた「海軍予算のために数億を瞬時に議決する」法律とは、実はこのことであつたと思われる。議会の審議では、当然、この計画が毎年の予算審議を拘束するのが問題となつた。同時にこれと関連して建造費の会計上の取り扱いが議論された。第一の問題については、

一九〇〇年六月三〇日、代議院で蔵相カイヨ（Calliaux）が次のように述べている。「計画は、単に政府にそれがおこなうべきことを指示する（indiquer）ことを目的としてゐる」。政府は、（軍艦を）建造する権利をもつただけでなく、その義務を負う。…しかし、この計画の具体的執行は数年度にわたるのであるから、支出はそのつど議會による経費の充當に拘束される⁽⁴²⁾。かくして、計画は後年度の予算を拘束するものではないとされた。従つて、経費の決定も毎年の予算審議に委ねられ、法律には、「本法によつて承認された経費は、毎年度の經常収入をもつてこれにあてる」という規定が盛り込まれた（二条）。第二の問題では、代議院での審議の過程で、この計画を「特別会計」（compte special）として取り扱おうという修正案が提出されたが、これは二二六対四〇二の大差で否決されてゐる⁽⁴³⁾。「特別会計」によれば特定の財源が充當されることから、その限りで建艦計画の「継続的実施」は確保しやすくなる。しかしこの方式は議會の多数の支持を得られず、結局、特別の法律による「経費の繰越」が認められるにとどまった（三条）。このように一九〇〇年は、その内容において「計画法」（loi programme）としての實質を持ち得ないものとなつた。当時の時代状況が、それを許さなかつたとも言えよう。

これに対して、一九一二年三月三〇日の「艦隊の編成に関する法律」は明らかに性格を異にするものであつた。これは、法案そのものはずでに一九一〇年七月一日の代議院に提出されたまま「棚ざらし」になつていたものを、一九一二年一月に外相兼任で首相となつたポワンカレの内閣によつて成立にこぎつけたものである。前年の第二次モロッコ事件の処理が「対独強硬論者」のポワンカレに託されたのとこの法律の成立とが相前後しているのは、けつして「偶然の一致」ではないであらう。この時以降、フランスは本格的な戦争準備体制を構築する⁽⁴⁵⁾。それはともかくとして、まず一九一〇年の法案提出の際には、次のような注目すべき理由が述べられてゐる。「世界においてその地位を保持するためフランスが持つべき海軍力の組織的編成は、実現されるべき事業の本質的部分である。戦略概念と海上戦闘の条件の不可

避的な多様化は、建造と装備の計画にその不可欠の安定性 (stabilité) と継続性 (continuité) を与えるために、法律の主権的權威 (l'autorité souveraine de la loi) をとりわけ必要とする⁽⁴⁶⁾。一九〇〇年法は、計画を定めはしたもののその「法的拘束力」は正面から否定された。それはあくまでも「法律の執行」を任務とする政府に対する「指示」にすぎないと言われた。一方、一九一二年法の原案では、計画に「法律」としての本来の性格を持たせることが意図されている。

それでは、この点は実際の法律のなかにどのように反映されているであろうか。一九一二年法は、軍用艦の「建造リスト」(戦艦一七、偵察艦六……)を掲げ、一九二〇年一月一日までにその建造を政府に求めている点は、一九〇〇年法の場合と変わりが無い。しかし同法は、「別表」で各年ごとに「具体的な額」(一億六、〇〇〇万—一億八、〇〇〇万フラン)を示して、これを「一九一二年から一九一九年度の予算に計上し」建造費用に充てることを定めている(九条二項)。また、建造費用が別表規定の額を上回った場合、「毎年の財政法の定める限度内で翌年度の経費に繰り入れられる」と規定している(同条三項)。これによつて、この法律の定める「計画」は毎年の予算で実現することが確実に保障されることになる。逆に言えば、それは、議会の予算審議権を「現実に」制限する規範構造を備えるものであったといふことができる⁽⁴⁷⁾。

「議會中心主義」財政への重大な挑戦ともいえるこのような法案に対して、議會はどのように対処したであろうか。一九一二年二月一三日、代議院でこの法案の集中審議が行われているが、まず、予算委員会委員長パルヴェ(Painlevé)は、法案が示す計画と支出への「全面的支持」を表明した。彼はこれを、「自由の代償」とまでほめたたえている⁽⁴⁸⁾。そこには、この法案と「予算の一年性」の原則との関係を質す問題意識は確認できない。予算委員会は当該年度の予算を検討するために組織されている。その予算委員会が年度を(立法期をも!)越えて立てられた「財政計画」を承認するということは、それが「越権行為」に当たるといふ認識も欠如するほどに、議會の財政権が「空洞化」してきたことを示

すと言えよう。一方、海軍委員会の「報告者」ナイユ (Nai) は、フランスの海軍力は列強に比べて劣っており、この状態を早急に修正することが計画の指導理念であるとして、法案を次のように正当化した。「近年までの建艦はきわめて緩慢なあまりにも緩慢なものであった。その理由は、国民や議会が海軍の問題に相対的な注意しか払わず、適切な時期に建艦を促進させるのに必要な経費を大臣に承認しなかったからである」⁽⁴⁹⁾。これに対して、法案に反対の立場から演壇に立ったのは、社会主義派の議員たちであった。特にブリゾン (Brison) は、フランスは平和を欲しているといいながら軍備を強化することでかえって戦争の道具を作り出している、計画は「反国家的、反国民的、反納税者的、反フランス人民的な資本主義大企業」すなわち軍需生産に当たる企業連合 (syndicats) とトラストに資するだけである、と批判する⁽⁵⁰⁾。そして、彼は演説を次のように締めくくっている。「私は、わが党とわが階級に対して、次のように言う権利を有している。すなわち、軍国主義のツケを払うのは諸君であると。……戦争のために数億フランを用いることで社会進歩への道が阻まれるのは諸君である。諸君の労働者退職金庫がからになってしまふ。諸君は犠牲者である。なぜならば、諸君を押し潰しているのは資本主義だからである。諸君は、資本主義を打倒し、軍国主義の武装をその手で粉砕するために社会主義者グループ・労働組合・協同組合へと自らを組織しなければならない⁽⁵¹⁾」。この一議員の演壇での言動のみから即断することはできないが、院内の社会主義勢力の「階級性」の先鋭化がうかがえる。そこには、かつての「急進主義の最もラディカルな形態」から「階級政党」へと、転換⁽⁵²⁾ していこうとする社会主義派の姿が象徴的に示されている。実際のところ、社会主義派議員たちは、その内部に様々な矛盾をはらみながらも、ジョレスの主導のもとに、一九〇五年、「統一社会党」(Parti Socialiste Unifié) を結成した。同党は、一九〇七年クレマンソー内閣下での「左翼ブロック」の崩壊、対独強硬路線の台頭による戦争の危険が増大する中、「反戦・平和」のキャンペーンを展開する⁽⁵³⁾。また、院外でも「労働組合総同盟」(C.G.T.) が「反戦ゼネスト」を呼びかけていた。「統一社会党」は、⁽⁵⁴⁾ 出自⁽⁵⁵⁾ における急進主義と

の親和性に起因するその「議会政党」的性格（院外の労働運動との連携の欠如）、当時のヨーロッパ社会主義運動の主流となつた「社会民主主義」の戦争への対応（それは当然「第二インター・フランス支部」としての「統一社会党」の路線にも影響を与えている）等々、「階級政党」として自らを「純化」させていくには余りにも多くの障害を抱えていた。にもかかわらず、院内におけるその行動には、「急進主義からの脱皮」ともいえる「兆候」がみられる。ただしそれが、従来の急進主義の綱領ともいえる「議会中心主義」を同党が掲げ続けることによつて、逆説的にも示されるのであるが。それは裏を返せば、急進派の帝国主義秩序への「包摂」を意味する。一九一二年法案は、二月一三日、代議員で投票に付された。結果は四六一対七四の圧倒的大差での可決であるが、反対票のほとんどは「統一社会党」の議員のものであつた。⁽³³⁾ 他の会派はこぞつて、議会の予算権限の制限、しかもその本質的原理ともいえる「一年性原則」の破壊に合意したのである。そこには、一九〇〇年段階では「議会中心主義」の予算議決制度に断固として固執し、その改変の構想に制肘を加えた急進派の姿はもはや見る影もない。確かに、議員の予算発案権の制限と「計画法」による予算審議権の制限とは、それとしては、問題の性質を異にするともいえるが、両者は「議会改革」論の構想の中では有機的に結びついている。すなわち、いづれもフランスの国家財政の構造とその決定様式の「帝国主義的再編」という構想の一部をなすものであつた。その意味では、全体としてのこの構想への急進派の「すり寄り」は明白であり、「議会改革」派の「遠望」でもあつた急進派の抱き込みも事実上達成されたことになる。

もつとも、急進派から「政策的同調」を獲得するようになったとはいへ、「議会改革」派はこれに満足していたわけではなかつた。その証左として一九一一年頃から活発に論じられるようになる代議院への「比例代表制」導入問題を挙げることができる。

急進派は、一九〇七年の「左翼ブロック」崩壊以後その「政策的イニシアチブ」を低下させはしたが、代議院にお

る議席は第一次大戦勃発まで「第一党」の地位を保持し続けた。この地位が「議会的ならびに行政的クライアンテリズム」を基盤としていたことはすでに述べたが、一方それは「小選挙区・二回投票制」によっても支えられていた。いわゆる「こうもり戦術」によって二回目の投票で左右両翼からの票を吸引することができたからである。⁽⁵⁴⁾「議会改革」派からすればこのような選挙制度は「議会中心主義」的イモビリズムを生み出す温床として認識されることになる。そこで出てくるのが、比例代表制導入の構想である。一九一〇年代の「政治・議会雑誌」を賑わしたのはこの問題であった。

例えば、同誌編集長フォール (Faure) は次のように述べる。「比例代表制はアロンディスマン投票制が発展させた耐え難い弊害を必然的に除去するであろう。その弊害とはすなわち、行政の活動そして法律の適用における恣意、破廉恥な情実、公の役務において増大する無秩序である。比例代表制は、選挙権の行使において人の争いを理念の争いにかえる。それはわが国の議会制を再建する⁽⁵⁵⁾」。また、「比例代表制（推進）共和派委員会総書記」の肩書をもつラシャペル (Lachapelle) は、急進党政府こそかかる「情実」の元凶であると批判する。⁽⁵⁶⁾「議会改革」派はこのように比例代表制導入を「議会中心主義」体制の打破の「手段」として位置づけている。それを「平等な代表の確保」という比例代表制本来の特質と併せて主張しているのである。ジョレスなどはこの後者の点から比例代表制を求めている。そこでこの問題では、本来不倶戴天の敵であるポワンカレらの「議会改革」派とジョレスらの社会主義派とが、期せずして「共同戦線」を張り議会多数派である急進派を追い詰めるという「奇妙な事態」が現出した。⁽⁵⁷⁾ただし両者がこの制度に同じものを期待していたわけではない。急進派による「過大代表」状況を自派に有利に打開したいという点では両者は一致しているものの、「議会改革」派はこれと「議会中心主義」体制からの脱却をあくまでも結びつけていた。ラシャペルは次のように述べている。「議会多数派は組織されないあいだは非力なままである。それは、ある時は内閣を支持して結集し、またある時は個人的な敵対感情から内閣を求めて張り合い分裂する。このような条件の下では、議会制の実施はまった

くの幻想である。混乱と無力をもたらす組織されない政党制と議会制の条件である規律のある政党制とのあいだには中間はない。それゆえ、政党に結集と規律を義務づける選挙法をつくらなければならない⁽⁵⁸⁾。すでに検討したように「議会改革」派は、その帝国主義推進政策を支持する「規律ある議会多数派」の結成をめざしていた。かれらがこの時点で「比例代表制キャンペーン」に乗り出したのは、かかる構想の一環にほかならない。ただしそれは、こうした選挙制度の改革を提起せざるを得ないほど、彼らの目論見である「共和派の結集」が遅々として進まなかつたことの裏返しと見るべきである。比例代表制は社会主義勢力の議会進出を促進し、「議会改革」派にとっては「諸刃の剣」であつたはずである。しかしそのような危険をあえて冒して、まで共和派の政策的結集を促さざるを得ない状況にあつたというのが事の真相であらう。

比例代表制導入の構想は、ポワンカレ内閣の下で実行に移された。県単位の名簿式比例代表制法案は、一九一二年七月一二日、代議院で可決（三四〇対二一七）されたものの、今や急進派の最後の牙城となつた元老院によつて否決され葬られる⁽⁵⁹⁾。結局、その実現は第一次大戦後一九一九年の選挙法改正に持ち越される⁽⁶⁰⁾。かくして、とりあえず戦前期においては、「議会改革」の一環としての比例代表制導入は挫かれた。しかし、この構想にたいする院内各派の思惑はどうであれ、「議会中心主義」体制を支える「アロンデイスマン投票制」小選挙区・二回投票制」に対するコンセンサスが当の代議院において消失したということの意味は重要である。議会制をめぐる状況はここでも明らかに一九〇〇年段階とは違つた様相を呈してきたと言わざるを得ない。

（未完）

- (1) 「議会改革」に関連してはもう一つ代議院への「比例代表制」導入問題がある。これについては(b)でふれる。
- (2) J.O., *Chambre, Débats*, 1902. 3. 4, p. 1105.

- (3) *Ibid.*, p. 1107.
- (4) *Ibid.*.
- (5) *Ibid.*, p. 1108.
- (6) J.O., *Chambre, Débats*, 1905. 12. 15, p. 3990.
- (7) *Ibid.*, p. 4004.
- (8) *Jéze, Chronique financière française, Revue scientifique legislation financière* (以下 R.S.L.F.と略す), 1906, p. 94.
- (9) J.O., *Chambre, Débats*, 1905. 12. 15, p. 3991.
- (10) なお、一九〇三年には代議院の議院規則委員会が「政府案を上回る増額修正提案の禁止」を求める案を「憲法違反」と断つた事。cf., J.O., *Chambre, Documents*, 1903, n°1122 p. 1009.
- (11) J.O., *Chambre, Débats*, 1911. 11. 8, p. 2900.
- (12) 一九〇五年二月二日ボークエー(Beauguier)・バータン(Baudin)提案。cf., J.O., *Chambre, Documents*, 1905, n°2223, p. 46. 一九一一年三月三日メタン(Metin)提案。cf., J.O., *Chambre, Documents*, 1911, n°852, p. 245. なお、これ以外に一九〇七年には「緊急動議」(urgence)の提案要件の厳格化、「単純質問」手続・「代理投票」制度の整備に関する議院規則改訂が行われた事。cf., J. Delpech, *Chronique constitutionnelle de la France*, R.D.P., t. 26, 1909, p. 569ets.
- (13) *Chronique financière française*, R.S.L.F., 1909, pp. 304-5.
- (14) J.O., *Chambre, Débats*, 1911. 11. 15, p. 3060. 3071.
- (15) L. Janet, *De quelques abus du pouvoir législatif*, R.P.P., t. 62, 1909, p. 283ets.
- (16) Cf., J.O., *Chambre, Documents*, 1906, n°618, p. 337.; 1910, n°35.; 1911, n°775, p. 175.; 1911, n°734, p. 154.
- (17) Cf., *Jéze, Chronique financière française*, R.S.L.F., 1911, p. 77.
- (18) R. Bonnard, *Chronique constitutionnelle de la France*, R.D.P., t. 28, 1911, p. 720.
- (19) 再審軍法会議はマレンユスを再び有罪としたが、ワルデック・ルノー首相はこれを「特赦」にした。中木前掲書(上)三三三-三三三頁参照。
- (20) 以下参照。中木前掲書(上)三三八頁以下。M. Reberoux, *La République radical ?*, 1975, p. 42ets.; Mayeur, *op. cit.*, p.

- (21) Reberieux, op. cit., p. 72. こうしたコンブ内閣の「共和主義」化政策に対して各コミュニティや在郷の政治組織は競って「祝辞を送った。ただし、こうした地方の合意調達は、同内閣が各県知事に課したコミュニティの政治動向報告によって裏づけられてきた。cf., G. Baal, Combes, et la « République des comités », Revue d'histoire moderne et contemporaine (以下「R.H.M.C.」略す), 1977.
- (22) Reberieux, op. cit., p. 73.
- (23) Cf., Barthélémy, op. cit., R.D.P., 1909, p. 142ets.
- (24) Cf., A. Revillon, Chronique du mouvement législatif, R.D.P., 1907, p. 129ets.; p. 359.
- (25) 法律の正文については、以下参照。B.L., 12s., n°2181, t. 62, p. 467.
- (26) Cf., A. Wahl, Chronique fiscal et financière, R.D.P., 1903, p. 521; Barthélémy, op. cit., R.D.P., 1909, p. 129.
- (27) 法律の正文については、以下参照。B.L., 12s., n°2353, t. 64, p. 2239.
- (28) Barthélémy, op. cit., R.D.P., 1909, p. 131. ハルテルミンは「とりわけ初等教育費、医療・高齢者扶助がコミュニティの負担となっている」と指摘する。Ibid., p. 132. なお当時の初等教育財政については以下参照。萩路貫司「フランス第三共和制前期初等教育財政の成立とその特徴」福島大学教育学部論集三五号一九八三年、梅沢収「フランス『初等教育費負担法』(一八八九年七月一九日法)に関する考察」フランス教育学会紀要創刊号一九八九年。
- (29) 梅沢前掲論文参照。
- (30) 法律の正文については、以下参照。J.O.1907.7.1, p. 4541.
- (31) 「特別執行令」については以下参照。水野豊志『委任立法の研究』一九六〇年三二九頁以下。村田尚紀『委任立法の研究』一九九〇年一一〇頁以下。
- (32) Cf., Barthélémy, op. cit., R.D.P., 1909, p. 131ets.; Sautel, op. cit., pp. 522-3; F. Burdeau, Histoire de l'administration française du 18^e au 20^e siècle, 1989, pp. 220-4.
- (33) Cf., Barthélémy, op. cit., R.D.P., 1909, p. 138.
- (34) A・テュデスク『フランスの民主主義』大石明夫訳一九七四年(原著は一九七一年) 一四一頁参照。

- (35) 「急進共和制」下の政策については以下参照。同前一四七頁以下、Reberieux, op. cit., p. 65ets.,; 石原司「急進派とその政治行動」山本編『フランス第三共和政の研究』。
- (36) 横山『近代フランス政治外交史序説』二七頁以下、同『フランス政治史』七五頁以下参照。
- (37) 中木前掲書(上)三四九頁以下、横山『フランス政治史』七九頁以下、E. Weber, *Le renouveau nationaliste en France et le glissement vers la droite 1905-1914*, R.H.M.C., 1958. 参照。なお当時の労働運動・農民運動については以下参照。
- 西海太郎『現代フランス政治史』一九六〇年 二九九頁以下、同『フランス第三共和政史研究』一九八三年 三一―九頁以下。
- (38) 石原前掲論文一一九―一二〇頁、D.B. Ralston, *The army of the republic*, 1967, pp. 280-315 参照。
- (39) 一九一一年七月二八日「国防最高会議に関するデクレ」「ラクトンの正文にひびきは」以下参照。J.O., 1911. 7. 29, p. 6426.
- (40) Ralston, op. cit., 319ff.
- (41) 法律の正文にひびきは、以下参照。B.L., 12s., n°2213, 1900, p. 1896.
- (42) J.O., *Chambre, Débats*, 1900. 6. 30, p. 1718.
- (43) *Ibid.*, p. 1719.
- (44) Alix, op. cit., p. 94ets.
- (45) 西海『現代フランス政治史』三〇六頁、中木前掲書(上)三五五頁参照。なおその後の軍事費の急速な増大については、森前掲書一五〇頁参照。
- (46) J.O., *Chambre, Documents*, 1910, n°231, p. 601.
- (47) なお同法は国会議員と関わりのある企業による受注を禁じている(一一条)。それだけ「黒い疑惑」がつきまとう政策であったということである。しかし、軍用艦の就役年限まで具体的に規定(二二条)した同法の実施が「鉄鋼連合会」全体の利益につながることは明白である。
- (48) Cf., J.O., *Chambre, Débats*, 1912. 2. 13, p. 313.
- (49) *Ibid.*, pp. 317-8. なお当時の列強の海軍力については以下参照。木谷勤「第一次大戦前の国際対立」『岩波講座 世界歴史』二三巻一九六九年 二二九頁以下。
- (50) Cf., *Ibid.*, p. 334.

- (51) *Ibid.*, p. 338.
- (52) 西海『フランス第三共和政治史研究』 四一七頁以下、横山「フランス統一社会党と戦争問題」思想一九六四年七月号、西川正雄『第一次世界大戦と社会主義者たち』一九八九年参照。
- (53) Cf., J.O., *Chambre, Débats*, 1912. 2. 13, p. 347.
- (54) L. Havet, *La représentation proportionnelle*, R.P.P., t.73, 1912; Cotteret et al., *op. cit.*, introduction de M. Duverger, p. XV.
- (55) Faure, *op. cit.*, R.P.P., t. 73, 1912, p. 188-9.
- (56) Cf., Lachapelle, *La discussion du projet de réforme électorale*, R.P.P., t. 72, 1912, p. 233; なお彼の議論については、只野「フランス第三共和制下の選挙改革(一)」一橋研究一五卷三号一九九〇年五五—六頁も参照。
- (57) J.J. Chevallier, *Histoire des institutions et des régimes politiques de la France de 1789 à nos jours*, 6^{ed.}, 1987, pp. 473-5.
- (58) Lachapelle, *op. cit.*, R.P.P., t. 72, 1912, p. 220.
- (59) *Ibid.*, p. 222.
- (60) 一九一九年法については、只野前掲論文(二)五六—九頁参照